【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 外債 1 - 21

【提出日】 2020年4月3日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社

(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Hannu-Pekka Ylimommo

Legal Counsel (法律顧問) Antti Kontio Head of Funding

(資金調達部長)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 井 上 貴 美 子

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1157

【今回の売出金額】 62,040,000プラジル・レアル

(2020年4月1日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表された円/ブラジル・レアルの換算レートの仲値の逆数によれば、1ブラジル・レアル=20.42円(小数点以下第三位を切捨て)である。かかる換算レートで換算した円貨相当額は1,266,856,800円で

ある。)

【発行登録書の内容】

提出日	2020年 1 月15日
効力発生日	2020年 1 月23日
有効期限	2022年 1 月22日
発行登録番号	2 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 6,000億円

【これまでの売出実績】 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2 - 外債1 - 1	2020年1月23日	800,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 2	2020年1月24日	600,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 3	2020年1月30日	462,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 4	2020年1月30日	956,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 5	2020年1月30日	1,314,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 6	2020年1月30日	789,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 7	2020年1月31日	952,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 8	2020年2月20日	711,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 9	2020年2月20日	500,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 10	2020年3月13日	606,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 11	2020年3月13日	415,968,800円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 12	2020年3月18日	1,390,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 13	2020年3月19日	4,401,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 14	2020年3月23日	1,860,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 15	2020年3月23日	1,805,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 16	2020年3月27日	1,000,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 17	2020年3月27日	300,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 18	2020年3月30日	949,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 19	2020年3月31日	300,000,000円	該当事項なし	
2 - 外債1 - 20	2020年3月31日	300,000,000円	該当事項なし	
実績合計額		20,410,968,800円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 579,589,031,200円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額 該当事項なし イ			償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」...... フィンランド地方金融公社

(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」......フィンランド地方政府保証機構 (The Municipal Guarantee Board)

第一部【証券情報】

- <フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年4月25日満期 ブラジル・レアル 建債券(円貨売買型)に関する情報>
- 第 1 【募集債券に関する基本事項】 該当事項なし。
- 第2【売出債券に関する基本事項】
- 1【売出要項】

会社名	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年 4 月25日満期 ブラジル・レアル建債券(円貨売買型) (以下「本債券」という。)(注 1)		
【記名・無記名の別】	無記名式【券面総額		62,040,000ブラジル・レアル (注 2)
【各債券の金額】	10,000ブラジル・レアル (注 3)	【売出価格】	額面金額の100.00%
【売出価格の総額】	62,040,000プラジル・レアル (注 2)	【利率】	年3.90% (注5)
【償還期限】	2024年 4 月25日 (注 4)	【売出期間】	2020年4月7日から 2020年4月14日まで
【受渡期日】	2020年 4 月17日		
【申込取扱場所】	プログログログ 売出人の日本における本店および各支店(注7) 売出人の日本における本店および各支店(注7)		

- (注 1) 本債券はフィンランド地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2020年4月16日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券は、大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパ リミテッドによりユーロ市場において引受けられる。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、62,040,000プラジル・レアルである。
- (注 3) 本債券の最小申込金額は20,000プラジル・レアルとし、申込単位は10,000プラジル・レアルとする。
- (注 4) 本債券の最終償還は、2024年4月25日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 満期償還」に従い額面金額である10,000ブラジル・レアルにつき、同額を該当するブラジル・レアルレート (下記「2 利息支払の方法」に定義される。)で換算して計算される米ドル額によりなされる。詳細について は同項を参照のこと。なお、償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (2) 税制変更による期限 前償還」および「11 その他 (1)」を参照のこと。本書において、「ブラジル・レアル」は、ブラジル連邦

共和国の法定通貨であるブラジル・レアルを、「米ドル」および「米セント」は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルおよび同セントを、それぞれいう。

- (注 5) 本債券の利息起算日は、2020年4月16日である。利息額は該当するブラジル・レアル額を該当するブラジル・レアルレートで換算して計算される米ドル額で米ドルにより支払われる。詳細については下記「2 利息支払の方法」を参照のこと。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からAa1の長期発行体格付を、また、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の市場、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社の市場、一人ページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

- (注 7) 売出人は、金融商品取引法第33条の 2 に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。本債券の申込み、購入および払込みはすべて各申込人が確認した外国証券取引口座約款(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、上記記載の売出人から、あらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出しなければならない。 外国証券取引口座を通じて本債券を取得する投資家は、約款の規定に従い本債券の券面の交付を受けない。なお、券面については下記「11 その他」を参照のこと。
- (注 8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法(その後の改正を含む。)および同法に基づく規則により定義された意味を有する。
- (注 9) 本書により予定されている本債券の売出しの際の申込および期中の売出人との間の売買は、円貨により行われる。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

本債券については、債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の財務代理人が任命されている。 本債券の財務代理人(以下「財務代理人」という。)

会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citibank, N.A., London Branch)	(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。 債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他 (1)」を参照のこと。

2【利息支払の方法】

(1) 各本債券の利息は、利息起算日である2020年4月16日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)まで、額面金額に対し年3.90%の利率でこれを付し、2020年10月25日をはじめとする毎年4月25日および10月25日(以下それぞれ「利払日」という。)に、利息起算日または直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下それぞれ「利息期間」という。)について後払いされる。初回の利払日である2020年10月25日には、利息起算日(同日を含む。)から2020年10月25日(同日を含まない。)までの利息期間について、額面金額10,000ブラジル・レアルの各本債券につき204.75ブラジル・レアルが後払いされ、その後の各利払日には、直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの利息期間について、額面金額10,000ブラジル・レアルの各本債券につき195.00ブラジル・レアルが後払いされる。ただし、それぞれの利息額の支払は、該当するブラジル・レアルレート決定日(以下に定義される。)に計算代理人(以下に定義される。)により以下の算式に従って換算される米ドル額(ただし、1米セント未満は四捨五入されるものとする。)(以下「利払米ドル額」という。)で米ドルによってなされる。

初回の利払米ドル額 = 204.75ブラジル・レアル ÷ ブラジル・レアルレート 初回以外の各利払日の利払米ドル額 = 195.00ブラジル・レアル ÷ ブラジル・レアルレート

利払日が営業日(以下に定義される。)にあたらない場合には、翌営業日を利払日とする。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「営業日」とは、ブラジル(以下に定義される。)、ロンドンおよびニューヨーク市において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日で、かつTARGET営業日(以下に定義される。)にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2(以下に定義される。)またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system)で、単一共有プラットフォーム(single shared platform)を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「ブラジル」とは、ブラジリア、リオデジャネイロまたはサンパウロのいずれかの都市をいう。

「計算代理人」とは、大和証券株式会社または正式に任命された承継者をいう。

「ブラジル・レアルレート」とは、ブラジル・レアルレート決定日につき、以下に従って決定される1米ドル あたりのブラジル・レアルの数値として表示されるブラジル・レアル/米ドル為替レートをいう。

- () 適用あるブラジル・レアル PTAXレート(以下に定義される。)を参照して該当するブラジル・レアルレート決定日に計算代理人により決定される。
- () 該当するブラジル・レアルレート決定日にブラジル・レアル PTAXレートが入手できない場合には、市場 為替レート(以下に定義される。)がかかる日のブラジル・レアルレートとみなされる。

「ブラジル・レアル - PTAXレート」とは、該当するブラジル・レアルレート決定日の午後 1 時15分(サンパウロ時間)頃までに、ブラジル中央銀行のウェブサイト(www.bcb.gov.br:参照先「Cotações e boletins」)上において

発表される1米ドルあたりのブラジル・レアルの数値で表示される、米ドルについてのブラジル・レアル/米ドルオファード・レート終値をいう。

「ブラジル・レアルレート決定日」とは、満期償還日を含む各利払日(これらの日が調整された場合は調整後の利払日または満期償還日。)またはその他の利息額もしくは早期償還金額(下記「3 償還の方法 (2) 税制変更による期限前償還」に定義される。)の支払期日につき、当該日の10ブラジル・ニューヨーク・東京営業日(以下に定義される。)前の日をいう。ブラジル・レアルレート決定日と関連する支払期日の間に予定外休日(以下に定義される。)がある場合でも、ブラジル・レアルレート決定日の調整はなされないものとする。ブラジル・レアルレート決定日が予定外休日である場合は、ブラジル・レアルレート決定日は翌ブラジル・ニューヨーク・東京営業日とし、かかる日がさらに予定外休日である場合は、当該日において計算代理人がその単独の裁量で誠実かつ商業的に合理的な方法で、該当する市場慣行を考慮しかつ適切とみなされる追加の情報源を参照することにより、ブラジル・レアルレートを決定する。

「参照銀行」とは、計算代理人がその単独の裁量で、誠実かつ商業的に合理的な方法で選択するブラジル・レアル/米ドル為替市場において取引を行っている5つの主要なディーラー、銀行または金融機関をいう。

「市場為替レート」とは、計算代理人が参照銀行から入手できる、支払の2ブラジル・ニューヨーク営業日(以下に定義される。)前の、ブラジル・レアルを売り米ドルを買うための、確定呼値の平均(1米ドルあたりのブラジル・レアルの数値で表示される。)をいう。当該呼値の最高値および最低値を除外し、残りの呼値の算術的平均値を市場為替レートとする。ただし、3ないし2つの参照銀行が当該確定呼値を提供する場合は、実際に入手できた呼値の平均値が市場為替レートとなる。1つの参照銀行しか確定呼値を提供しない場合は、当該呼値が市場為替レートとなり、いずれの参照銀行も確定呼値を提供しない場合は、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法で、その単独の裁量により、市場為替レートを設定するものとする。

「ブラジル・ニューヨーク営業日」とは、ブラジルおよびニューヨーク市において、商業銀行および外国為替市場が通常業務を行い、かつ支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

「ブラジル・ニューヨーク・東京営業日」とは、ブラジル、ニューヨーク市および東京において、商業銀行および外国為替市場が通常業務を行い、かつ支払の決済を行っている日(土曜日および日曜日を除く。)をいう。

「予定外休日」とは、ブラジル・ニューヨーク・東京営業日ではない日で、かつ、該当するブラジル・レアルレート決定日の2ブラジル・ニューヨーク・東京営業日前の日の、サンパウロにおける午前9時を過ぎても、市場が当該事実を(公表またはその他公的に入手可能な情報を参照することにより)了知していなかった日をいう。

(2) 各本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、()当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または()財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限が到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のうち、いずれか早い方の日まで、本項に従って(判決の前後とも同様に)継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外の期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき計算された当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される(0.01ブラジル・レアル未満を四捨五入して計算される。)。

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日(同日を含む。)から計算期間の末日(同日を除く。)までを計算する。

上記に従って計算されたブラジル・レアル額の支払は、利払日における利払につき規定する算式により、計算 代理人が該当するブラジル・レアル額をブラジル・レアルレートで米ドル額に換算した金額によりなされる。か かる算式により計算された米ドル額は、1米セント未満を四捨五入するものとする。

3【償還の方法】

(1) 満期償還

期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、満期償還日である2024年4月25日に、額面金額10,000プラジル・レアルにつき10,000プラジル・レアルで償還される。ただし、償還額の支払は、満期償還日直前のプラジル・レアルレート決定日に計算代理人により以下の算式に従って換算される米ドル額(ただし、1米セント未満を四捨五入するものとする。)(以下「満期償還金額」という。)で米ドルによってなされる。

満期償還金額 = 10,000ブラジル・レアル ÷ ブラジル・レアルレート

満期償還日が営業日にあたらない場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる調整によって、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

(2) 税制変更による期限前償還

- () フィンランド共和国(以下「フィンランド」という。)、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、
- () 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者 1 名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(取消不能とする。)を行うことにより、
 - (a) 本債券の早期償還金額に当該償還日までの経過利息(もしあれば)を付して未償還債券の全部(一部は不可)を償還することができ(ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。)、または
 - (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書(以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。)および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書(以下「誓約書」という。)に基づく発行者のその他一切の債務を、発行者に代えて「関連者」(以下に定義される。)に引き受けさせることができる。

本書において「早期償還金額」とは、額面金額10,000ブラジル・レアルにつき10,000ブラジル・レアルをいう。本項および下記「11 その他 (1)」に従った早期償還金額の支払は、該当するブラジル・レアルレート決定日に計算代理人により以下の算式に従って換算される米ドル額(ただし、1米セント未満を四捨五入するものとする。)で米ドルによってなされる。

早期償還金額 = 10,000ブラジル・レアル ÷ ブラジル・レアルレート

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(3) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券(確定債券の場合には当該債券に付された 支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。)を買入れることができる。

(4) 消 却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券(確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。)は、消却、再発行または転売することができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人(以下「支払代理人」という。)および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店(Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター

(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー(Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン1、ノース・ウォール・キー1

(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、ニューヨーク市所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、適用される財政その他の法令・規則に従う(ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。)。

5【担保又は保証に関する事項】

- (1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。
- (2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状(その時々の修正および/または補足および/または改訂を含む。以下「保証状」という。)を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と(支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて)同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」(以下に定義される。)または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」(以下に定義される。)を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時またはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づく一切の支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要な一切の行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権(法律の定めにより発生するものを除く。)、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券(当初、私募により販売されたかどうかを問わない。)の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの(その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。)を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、 その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支 払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (2) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課される一切の業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は(共同して)いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更(とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期日における支払額の計算方法の変更、または支払期日の変更に関するもの)を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関する一切の支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または(場合により)保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- () 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本 債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈 示される場合。
- () 関連日(以下に定義される。)から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者また は利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたである う追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは(場合により)保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収(以下に定義される。)を免除された支払を受けることができない場合、発行者または(場合により)保証者は、合衆国内国歳入法第1471条から第1474条までの規則(もしくは改正後の規定もしくは承継する規定)により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている(以下「FATCA源泉徴収」という。)。発行者または(場合により)保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家 は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについ て各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

- ()本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- ()日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の租税に関する現行法令(以下「日本国の税法」という。)上20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%(所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上15.315%(所得税および復興特別所得税の合計)の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- ()本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315% (所得税、復興特別所得税および住民税の合計)の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの(源泉徴収選択口座)における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- ()日本国の居住者は、本債券の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- ()外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が、本債券に起因または関連して生じる紛争(本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。)(以下「紛争」という。)を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。

- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する 手続(以下「司法手続」という。)を管轄権のあるその他の裁判所でとることを何ら妨げるものではない。法律が 許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1 (Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB)に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド(Vistra Trust Company Limited)または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産(発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらない。)に対する取得、執行、強制執行(これらに限らない。)を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え (強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。)またはその他の法的手続からの免責を主張することがで き、かつかかる免責(主張されているか否かを問わない。)がかかる管轄地において発行者自身、その資産または その収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、 取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙(フィナンシャル・タイムズ(Financial Times)を予定)に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他 (2)」に記載されたユーロクリア・バンク・エス・エイ/エヌ・ヴイ(以下「ユーロクリア」という。)、クリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク(以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。)およびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に(または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に)、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態(それぞれ以下「不履行事由」という。)は本債券の期限の利益喪失事由である。
 - () 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
 - () 発行者または保証者が上記()に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
 - () 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない

場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務(総額が50,000,000ユーロ(その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当)以上のもの)に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。

- () 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- () 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知(本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。)を必要とせず、直ちに当該各本債券は早期償還金額に未払経過利息を付して償還される。ただし、早期償還金額の支払は、上記「3 償還の方法 (2) 税制変更による期限前償還」に記載の規定に従い米ドルに換算された上で行われる。

(2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書(大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの)が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払日が到来した場合、利払いは、上記の 実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領 された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、 クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ(もしくは他の通貨による相当額)を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならなくなった場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間(公休日を除く。)連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員(経過利息を含む。)の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出(支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。) と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- () 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- () 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- () 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらない場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる支払呈示の場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、欠缺利札額面額をかかる欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。
- (6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局 (以下に定義される。)によるベイルイン・損失吸収権限(以下に定義される。)の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

- () 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合わせを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。
 - (イ) 本債券についての該当金額(以下に定義される。)の全部または一部の削減
 - (ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与(本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。)
 - (八) 本債券または本債券についての該当金額の消却
 - (二) 本債券の満期償還日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が 到来する日の改定(一時的な支払の停止を含む。)
- () 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、()BRRD(以下に定義される。)の移行またはSRM規制(以下に定義される。)の適用および()BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者(もしくは発行者の関係者)の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が 到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ベイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局 をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ(Hannu-Pekka Ylimommo)氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 訂正発行登録書および発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への訂正発行登録書および発行登録追補書類の提出は適法に授権されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 訂正発行登録書および発行登録追補書類中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第5【その他の記載事項】

発行者のロゴおよび名称、本債券の名称ならびに売出人の名称が、本債券の発行登録追補目論見書(以下「発行登録追補目論見書」という。)の表紙に記載される。

さらに発行登録追補目論見書の表紙裏に、次の記載がなされる。

「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年4月25日満期 ブラジル・レアル建債券 (円貨売買型)(以下「本債券」といいます。)の元利金は米ドルで支払われますので、日本円と米ドルの間の外国為 替相場の変動により影響を受けることがあります。また、当該米ドルの支払額は、当該支払前に決定されるブラジル・レアルレートによってブラジル・レアルの金額を換算したものとなりますので、米ドルとブラジル・レアルの間の外国為替相場の変動によっても影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報第2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。」

「(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる 他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の 内容のみ記載しております。」

また、以下の記載が発行登録追補目論見書の表紙裏以降に挿入される。

『本債券への投資にあたっての留意事項

<リスク要因>

各投資家は、本債券に投資を行う前に、下記の投資上考慮すべき事項を、本書に含まれるその他の情報と同様に留意すべきである。投資に関する決定を行う場合、本債券に関する長所とリスクを含む、本債券の発行者および本債券の売出しの条件等に関して自分自身で検討し、それのみに依拠しなければならない。以下に記載されているリスクのみが、本債券に影響を与えうるものではない。同様に、発行者が本書日付現在において知るところではない別のリスクが発行者および/または保証者の業務、財務状態、業績に悪影響を与える可能性がある。本債券の市場価格は、一つまたは複数のそれらのリスクまたは要因によって下落する可能性があり、本債券への投資の全部または一部が失われる可能性がある。

<本債券に関するリスク要因>

本債券の市場価格が変動するリスク

本債券の市場価格は、ブラジル・レアル金利およびその水準の変化等の影響を受けて変動する。このため、途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替相場が変動するリスク

本債券に関して、期中に受け取る利息または償還時の元本はブラジル・レアルをもって表示されるが、それらの支払は、当該ブラジル・レアル額を一定の相場に基づき、一定の算式により換算した米ドルでなされるため、ブラジル・レアル/米ドル間の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

また、途中売却に伴う売却代金(経過利息を含む。)の受け取りは、売却時に適用されるブラジル・レアル/円為替レートにより換算した場合、本債券の円換算した価値は、為替相場が変動することにより、円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇するため、ブラジル・レアル/円間の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがある。

信用リスク

本債券の発行者および/または保証者の信用状況に変化が生じた場合、本債券の市場価格が変動することにより本債権者(下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」に定義される。)に売却損が生じるおそれがある。

本債券の発行者および/または保証者の信用状況の悪化等により、償還金や利息の支払が滞ったり、支払不能が生じ、 本債権者は投資額の一部または全部を失うおそれがある。

カントリーリスク

本債券には、ブラジル連邦共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等による通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建の債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等ができない可能性がある。

本債券の流動性に関するリスク

本債券は、市場環境の変化により本債券の流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。また、本債券を売買する流通市場が十分に整備されていないため、売却することができない、または購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがある。

税務・会計リスク

本債券を購入したときの税務・会計処理方法に関して、新たな解釈・法令等の改正等が行われた場合、当初予定していた経済効果が得られないことがある。』

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日) 2019年6月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自 2019年1月1日 至 2019年6月30日) 2019年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。